

規 則

埼玉県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年九月二十七日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第十五号

埼玉県財務規則の一部を改正する規則

埼玉県財務規則（昭和三十九年埼玉県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第一百十六条第一項第二号中へをトとし、ハからホまでをニからへまでとし、ロの次に次のように加える。

ハ 軽自動車税の環境性能割

様式第六十一号（二）から様式第六十一号（四）までを次のように改める。

様式第61号(2) (第72条関係)

電算用																				県税等取納額報告書										滞							
書類区分		支払区分				課所					年度	会計		収納年月日現在						過誤納金 還付未済額 ③			不納欠損額		収入未済額 ①-②+③-④	収入歩合 (②-③)÷①	摘要										
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	金額	負符号	件数	金額①	件数	金額	負符号	金額②	金額	負符号	金額④							
F	3	2										0	1								29 ~ 42	43		金額①	件数	44 ~ 57	58	金額②	59 ~ 72	73	金額④						
滞納	県民税	均等割及び所得割																																			
		配当割																																			
		株式等譲渡所得割																																			
	法人税	計																																			
		子割																																			
	事業税	個人																																			
		法人																																			
	繰越	不動産取得税																																			
		県たばこ税																																			
		ゴルフ場利用税																																			
		自動車取得税																																			
		自動車税																																			
		軽油引取税																																			
自動車税																																					
鉱区税																																					
狩猟税																																					
合計																																					
税外	延滞金																																				
	加算金																																				
	合計																																				
県税総合計																																					
特別法人事業税及び地方人特別税																																					
総合計																																					

様式第61号(4) (第72条関係)

電 算 用																				県 税 等 取 納 額 報 告 書										滞
書類区分		支払区分				課 所						年度	会計		収納年月日現在															
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20											
F		3		2								一般会計																		
												0 1																		
区分 税目		科 目								調 定 額				収 入 額				過 還 付 未 納 金 額 ③	不 納 欠 損 額				収入未済額 ①-②+③-④	収入歩合 ②-③) ÷ ①	摘 要					
										本 月 分		累 計		本 月 分		累 計			本 月 分		累 計									
		金額	負符号	金額	負符号	金額	負符号	金額	負符号	金額	負符号	金額	負符号	金額	負符号	金額	負符号													
21		22		23		24		25		26		27		28		29 ~ 42		43		44 ~ 57		58		59 ~ 72		73		金額④		
滞 納 税	個 人	均等割及び所得割																												
		配当割																												
		株式等譲渡所得割																												
	法 人	計																												
		利子割																												
	事 業 法 人	計																												
		計																												
	繰 越 税	不動産取得税																												
		県たばこ税																												
	分 合	ゴルフ場利用税																												
		自動車取得税																												
	自取自動車税																													
	証紙特別会計繰入金																													
	計																													
	軽油引取税																													
	自動車税																													
	鉱区税																													
	狩猟税																													
	計																													
	延滞金																													
	加算金																													
	計																													
	県税総合計																													
	特別法人事業税及び地方人特別税																													
計																														
総 合																														

附 則

この規則は、令和元年十月一日から施行する。